電子決済等代行業者との契約内容

信金中央金庫（以下「信金中金」という。）は、信用金庫法第 85 条の 5 第 3 項に基づき、電子決済等代行業者との契約内容の一部を公表いたします。

＜契約内容＞

１．利用者に損害が生じた場合の損害責任の分担について

電子決済等代行業者を通じて信金中金が提供するサービス（以下「本サービス」という。）に関して、利用者に損害が生じた場合、電子決済等代行業者が利用者への対応窓口となり、損害を補償します。

２．電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置、電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に信金中金が行う措置について

(1)　電子決済等代行業者は、利用者情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ提供サービスの利用規約に従って取り扱うものとします。

(2)　電子決済等代行業者は、関係法令・ガイドライン等の定めにしたがって利用者情報の漏洩の可能性を事前に排除するよう充分注意します。

(3)　電子決済等代行業者は、本サービスに関し、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正侵入または情報漏洩等を防止するために必要な措置を講じるものとします。

(4)　不正アクセス等が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または電子決済等代行業者の情報セキュリティに関連した適格性に懸念がある場合、信金中金は電子決済等代行業者に対し、本サービスを利用したサービスの遂行状況の改善を申し入れることができ、信金中金が必要と認める場合には、信金中金は電子決済等代行業者に対し直ちに本サービスの使用を停止するよう求めること、または、事前の通知もしくは催告なくして本サービスの使用を停止することができます。

３．電子決済等代行業再委託者における、電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱いおよび安全管理のために行う措置、電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に信金中金が行う措置について

(1)　電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対して利用者情報を提供する場合、電子決済等代行業者は、自らが信金中金に負う利用者情報の取扱いと安全管理措置に関する義務と同等の義務を課し、責任を負うものとします。

(2)　信金中金は電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者における利用者情報の取扱いと安全管理措置について適切な対応を怠ったと判断した場合、電子決済等代行業者の本サービスの使用を停止することができます。

※ 電子決済等代行業再委託者とは、信用金庫法施行規則第９９条の４第２項に該当する事業者のことをいいます。

＜信金中金が契約を締結している電子決済等代行業者＞

事業者名	株式会社日立マネジメントパートナー

※　電子決済等代行業者が提供するサービスの詳細については、それぞれのサービスを提供する事業者へお問い合わせください。

　また、信金中金は事業者のサービス内容、セキュリティ、損害賠償等に関し、何ら保証するものではありません。

以　上